

令和2年清瀬市議会第1回定例会

市長提出議案

議案番号	議案名等	概 要	議 決 日 結 果	
議 案 第 1 号	令和2年度清瀬市一般会計予算	歳入総額	33,700,000千円	3月13日 可 決
		市税	9,574,315千円	
		地方譲与税	128,000千円	
		利子割交付金	14,000千円	
		配当割交付金	72,000千円	
		株式等譲渡所得割交付金	40,000千円	
		法人事業税交付金	17,000千円	
		地方消費税交付金	1,629,000千円	
		環境性能割交付金	30,004千円	
		国有提供施設等所在市町村助成 交付金	37,000千円	
		地方特例交付金	88,000千円	
		地方交付税	4,060,000千円	
		交通安全対策特別交付金	6,000千円	
		分担金及び負担金	136,304千円	
		使用料及び手数料	413,481千円	
		国庫支出金	6,265,057千円	
		都支出金	5,305,157千円	
		財産収入	30,458千円	
		寄附金	5,601千円	
		繰入金	2,000,330千円	
		繰越金	400,000千円	
		諸収入	155,293千円	
		市債	3,293,000千円	
歳出総額	33,700,000千円			
主なもの				
議会費	302,533千円			

		総務費	6,520,152千円	
		公共施設整備基金積立事業	300,000千円	
		計画行財政推進事業	19,822千円	
		新庁舎建設事業	3,065,316千円	
		市史編さん事業	20,069千円	
		市制50周年記念事業	6,946千円	
		情報システム管理運営事業	494,032千円	
		起業支援事業	6,847千円	
		戸籍住民基本台帳事務事業	46,298千円	
		民生費	16,965,700千円	
		介護保険特別会計繰出金	1,102,433千円	
		生活困窮者自立支援事業	63,920千円	
		後期高齢者医療特別会計繰出金	1,077,311千円	
		自立支援給付事業	2,141,068千円	
		国民健康保険事業		
		特別会計繰出金	1,064,235千円	
		私立幼稚園等助成事業	614,404千円	
		私立保育園等運営事業	2,400,316千円	
		生活保護援護事業	3,800,010千円	
		衛生費	1,838,925千円	
		昭和病院企業団運営事業	90,257千円	
		がん検診推進事業	31,076千円	
		健幸ポイント事業	16,385千円	
		母子保健事業（ネウボラ事業）	10,949千円	
		定期予防接種事業	172,423千円	
		任意予防接種事業	26,312千円	
		環境保全啓発事業	5,978千円	
		一部事務組合運営事業	429,743千円	
		ごみ収集・処分等作業事業	434,173千円	
		労働費	6,371千円	
		農林業費	82,219千円	

		農業振興対策事業	18,686千円	
		ひまわりフェスティバル事業	6,000千円	
		商工費	101,935千円	
		商工会等育成事業	45,509千円	
		消費保護対策事業	4,221千円	
		土木費	1,756,395千円	
		道路整備事業	168,263千円	
		道路用地購入事業	34,922千円	
		特定緊急輸送道路沿道建築物		
		耐震化促進事業	67,003千円	
		区画整理事業	126,000千円	
		都市計画街路事業	511,702千円	
		下水道事業会計繰出金	118,102千円	
		緑地整備事業	196,540千円	
		柳瀬川回廊事業	15,200千円	
		消防費	998,155千円	
		消防事務委託事業	919,724千円	
		消防団運営事業	35,612千円	
		防災対策事業	22,576千円	
		教育費	3,157,191千円	
		学力向上推進事業	30,997千円	
		体験型英語学習活動事業	1,219千円	
		小学校運営管理事業	151,302千円	
		小学校校舎改造事業	43,000千円	
		小学校体育館空調設備整備事業	16,000千円	
		中学校運営管理事業	82,620千円	
		中学校体育館空調設備整備事業	163,000千円	
		図書館運営管理事業	48,198千円	
		博物館施設維持管理事業	20,664千円	
		東京2020大会関係事業	6,337千円	
		清瀬内山運動公園等管理事業	603,532千円	

		公債費	1,949,914千円	
		諸支出金	510千円	
		予備費	20,000千円	
議案 第2号	令和2年度清瀬市国民健康保険 事業特別会計予算	歳入総額	8,006,000千円	3月13日
		主なもの		可決
		国民健康保険税	1,358,562千円	
		国庫支出金	234千円	
		都支出金	5,567,951千円	
		繰入金	1,064,235千円	
		繰越金	1,000千円	
		諸収入	14,007千円	
		歳出総額	8,006,000千円	
		主なもの		
		保険給付費	5,414,010千円	
		国民健康保険事業費納付金	2,279,144千円	
		保健事業費	114,220千円	
		諸支出金	13,500千円	
議案 第3号	令和2年度清瀬市駐車場事業特 別会計予算	歳入総額	79,000千円	3月13日
		繰越金	1,000千円	可決
		諸収入	78,000千円	
		歳出総額	79,000千円	
		駐車場費	46,000千円	
		予備費	1,000千円	
		諸支出金	32,000千円	
議案 第4号	令和2年度清瀬市介護保険特別 会計予算	歳入総額	6,694,000千円	3月13日
		主なもの		可決
		保険料	1,250,785千円	
		国庫支出金	1,561,641千円	
		支払基金交付金	1,714,673千円	

		都支出金 958,264千円 繰入金 1,202,433千円 歳出総額 6,694,000千円 主なもの 総務費 184,344千円 保険給付費 6,078,773千円 地域支援事業費 423,683千円	
議案 第5号	令和2年度清瀬市後期高齢者医療特別会計予算	歳入総額 2,055,000千円 主なもの 後期高齢者医療保険料 903,363千円 繰入金 1,077,311千円 歳出総額 2,055,000千円 主なもの 総務費 38,885千円 広域連合納付金 1,909,509千円 保健事業費 102,106千円	3月13日 可決
議案 第6号	令和2年度清瀬市下水道事業会計予算	収益的収支 下水道事業収益 1,195,357千円 営業収益 997,076千円 営業外収益 198,281千円 下水道事業費用 1,131,373千円 営業費用 1,046,136千円 営業外費用 84,037千円 特別損失 200千円 予備費 1,000千円 資本的収支 資本的収入 217,682千円	3月13日 可決

		企業債 153,900千円 他会計出資金 60,738千円 負担金等 3,044千円 資本的支出 547,606千円 建設改良費 229,629千円 企業債償還金 317,977千円	
議案 第7号	令和元年度清瀬市一般会計補正 予算(第4号)	補正前の歳入歳出総額 31,731,939千円 補正後の歳入歳出総額 31,779,939千円 歳入総額 48,000千円 主なもの 国庫支出金 55,000千円 都支出金 ▲22,500千円 繰入金 15,500千円 歳出総額 48,000千円 主なもの 民生費 110,000千円 教育費 ▲62,000千円	3月13日 可決
議案 第8号	令和元年度清瀬市国民健康保険 事業特別会計補正予算(第2 号)	補正前の歳入歳出総額 8,144,584千円 補正後の歳入歳出総額 8,174,584千円 歳入総額 30,000千円 主なもの 都支出金 30,000千円 歳出総額 30,000千円 主なもの 保険給付費 30,000千円	3月13日 可決
議案 第9号	令和元年度清瀬市下水道事業会 計補正予算(第2号)	収益的収入及び支出 (支出) 補正前の営業費用 1,013,327千円	3月13日 可決

		<p>補正後の営業費用 1,012,021千円</p> <p>資本的収入及び支出</p> <p>(収入)</p> <p>補正前の企業債 152,900千円</p> <p>補正後の企業債 115,100千円</p> <p>(支出)</p> <p>補正前の建設改良費 192,998千円</p> <p>補正後の建設改良費 150,392千円</p> <p>企業債</p> <p>補正前の起債限度額 152,900千円</p> <p>補正後の起債限度額 115,100千円</p>	
議案 第10号	清瀬市社会福祉基金条例及び清瀬市ふれあい福祉振興基金条例を廃止する条例	<p>「清瀬市社会福祉基金」及び「清瀬市ふれあい福祉振興基金」は、長期にわたって基金の活用もなく、また基金残高も少額になったことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項に規定する「特定の目的のために財産を維持し資金を積み立てる…」の趣旨に沿わなくなったため、発展的にこの2つの基金設置条例を廃止するものです。</p> <p>なお、この改正条例の附則において、「清瀬市社会福祉基金条例」の規定を引用している「清瀬市難病疾患患者援護金支給条例」及び「清瀬市交通遺児等援護金支給条例」を一部改正し、同基金条例の名称などを削ります。</p>	3月13日 可決
議案 第11号	清瀬市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例	<p>本年4月の会計年度任用職員制度導入に伴い、会計年度任用職員も地方公務員法第31条に基づくサービスの宣誓が必要となることから、サービスの宣誓の手続等を規定するため、一部改正をするものです。</p>	3月13日 可決

<p>議 案 第 1 2 号</p>	<p>清瀬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>係長職などの監督職に再任用職員を柔軟に任用できるようにするため、原則、東京都の再任用職員の給料表に準拠し、市の行政職給料表の再任用職員給料欄を改める（原則、増額改定）一部改正をします。</p> <p>なお、再任用職員給料欄の3級（係長相当職、改正案 224,100円→271,000円）から5級（部長相当職、改正案 224,100円→362,400円）までの職においては、激変を避けるため、複数年を要して段階的に改定給料額へ到達させるようにします。</p> <p>また併せて、再任用職員のうち、管理職へ任用させた職員の期末・勤勉手当の支給月数配分を改定（改正案 期末手当1.45→1.25月、勤勉手当1.00→1.20月）をします。</p>	<p>3月13日 可 決</p>
<p>議 案 第 1 3 号</p>	<p>清瀬市事務手数料条例の一部を改正する条例</p>	<p>市民の利便に配慮して本庁舎、駅前図書館及び竹丘地域市民センターに設置してきた自動交付機は、部品の製造中止等によりメンテナンスが難しくなり、また、新機種も製造されないため、市は本年3月末日をもって自動交付機の活用を廃止します。</p> <p>これに伴い、「市民カード」を活用した自動交付機による印鑑登録証明証等の交付が行われなくなるため、「市民カード」を利用した場合の手数料規定を削る一部改正をします。</p>	<p>3月13日 可 決</p>
<p>議 案 第 1 4 号</p>	<p>清瀬市印鑑条例の一部を改正する条例</p>	<p>成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行に伴い、ここで新たに国が印鑑登録証明事務処理要領を改訂したため、市はこれに沿って一部改正をします。</p> <p>改正内容としては、印鑑登録申請できる者の除外規定において、「成年被後見人」を削り「意思能力を有しない者」を加えます。</p>	<p>3月13日 可 決</p>

		<p>また併せて、印鑑登録申請の代理人になれない者となっていた、成年被後見人等の除外規定を削る改正をします。</p>	
議案 第15号	清瀬市生涯学習センター条例の一部を改正する条例	<p>市立生涯学習センターの施設の管理及び運営を指定管理者へ委ねることができるよう指定管理者による管理、指定管理者の業務等を新たに規定するため、一部改正をするものです。</p>	3月13日 可決
議案 第16号	清瀬市郷土博物館条例及び清瀬市民文化センター条例の一部を改正する条例	<p>「清瀬市郷土博物館条例」及び「清瀬市民文化センター条例」は、同一建物内に存する公の施設の設置に関する条例であることを踏まえ、一括で2条例を一部改正するものです。</p> <p>主な改正内容</p> <p>1 清瀬市郷土博物館条例の改正</p> <p>ア 映像展示室を貸出施設として規定</p> <p>使用区分及び使用料は、午前800円、午後1,100円、全日1,900円</p> <p>イ 観覧料の改定</p> <p>(ア)一般</p> <p>個人 1,000円以内→2,000円以内</p> <p>団体 800円以内→1,600円以内</p> <p>(イ)高校生以下</p> <p>個人 500円以内→1,000円以内</p> <p>団体 300円以内→600円以内</p> <p>2 清瀬市民文化センター条例の改正</p> <p>同センター周辺の貸出施設の利用状況及び当該センターの貸出実績を勘案し、ギャラリー及び講座室の施設貸出を午後5時までとする一部改正をします。</p>	3月13日 可決

議案 第17号	清瀬市立学童クラブ条例の一部 を改正する条例	市立学童クラブの施設の管理及び運営を指定管理者へ委ねることができるよう指定管理者による管理、指定管理者の業務等を新たに規定するため、一部改正をするものです。	3月13日 可決
議案 第18号	清瀬市立保育園設置条例の一部 を改正する条例	令和4年度に市内松山一丁目地内に民設民営の新たな保育園が開設されることになりました。 市はこれを踏まえ、「清瀬市立乳児保育園」を令和4年3月末で廃園するため、一部改正をするものです。 併せて、市設置の保育園定員を合計で328人から294人に改める改正をします。	3月13日 可決
議案 第19号	清瀬市児童センター条例の一部 を改正する条例	市立児童センターの施設の管理及び運営を指定管理者へ委ねることができるよう指定管理者の管理及び運営の在り方、指定管理者の業務等を新たに規定するため、一部改正をするものです。	3月13日 可決
議案 第20号	清瀬市高齢者住宅条例の一部を 改正する条例	国は、「公営住宅管理標準条例案」を改正し、連帯保証人の要件が入居の支障とならないよう連帯保証人設置規定を削除する改正をしました。 これを受けて、本市も清瀬市高齢者住宅条例に規定する入居要件から保証人設置義務規定を削る一部改正をするものです。 併せて、不正に入居があった場合に請求する家賃差額の利率を「年利5%」から「法定利率」に改定する一部改正をします。	3月13日 可決
議案 第21号	清瀬市営住宅条例の一部を改正 する条例	国は、「公営住宅管理標準条例案」を改正し、連帯保証人の要件が入居の支障とならないよう連帯保証人設置規定を削除しました。 これを受けて、本市も清瀬市営住宅条例に規定する入居要件から保証人設置義務規定を削る一部改正をするものです。 また、入居者への修繕費用請求は、賃貸借契約で	3月13日 可決

		<p>明確にする必要があるため、修繕費用の負担区分及び原状回復義務の範囲を規定します。</p> <p>併せて、不正入居があった場合に請求する家賃差額の利率を「年利5%」から「法定利率」に改定する一部改正をします。</p>	
議案 第22号	清瀬市道の路線の廃止について	<p>市道の付替交換のため、路線を廃止するものです。</p> <p>清瀬市道2099号線 (中清戸三丁目 気象衛星センター南側)</p>	3月13日 承認
議案 第23号	清瀬市道の路線の認定について	<p>開発行為による無償譲渡により、新たに4路線を市道認定するものです。</p> <p>(1) 清瀬市道1358号線 (中清戸二丁目 清瀬消防署南側)</p> <p>(2) 清瀬市道1359号線 (中里五丁目 清瀬第八小学校北側)</p> <p>(3) 清瀬市道1360号線 (旭が丘四丁目 市立旭が丘広場公園西側)</p> <p>(4) 清瀬市道2216号線 (下清戸三丁目 長源寺南側)</p>	3月13日 承認
議案 第24号	東京都市町村職員退職手当組合 規約の変更について	<p>一部事務組合の構成団体である「福生病院組合」の経営が企業団へ移行され、その名称が「福生病院企業団」に改められることから、地方自治法第286条の規定により東京都市町村職員退職手当組合規約を一部改正するものです。</p> <p>この規約の一部改正に当たり、同法第290条の規定に基づき、構成団体である清瀬市の議会に協議の議決を得るものです。</p>	3月13日 可決
議案 第25号	東京都市町村職員退職手当組合 規約の変更について	<p>一部事務組合の構成団体である「福生病院組合」の経営が企業団へ移行され、その名称が「福生病院</p>	3月13日 可決

		<p>企業団」に改められることから、地方自治法第286条の規定により東京都市町村職員退職手当組合格約を一部改正するものです。</p> <p>この規約の一部改正に当たり、同法第290条の規定に基づき、構成団体である清瀬市の議会に協議の議決を得るものです。</p>	
議案 第26号	東京都市町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について	<p>一部事務組合の構成団体である「福生病院組合」の経営が企業団へ移行され、その名称が「福生病院企業団」に改められることから、地方自治法第286条の規定により東京都市町村議会議員公務災害補償等組合格約を一部改正するものです。</p> <p>この規約の一部改正に当たり、同法第290条の規定に基づき、構成団体である清瀬市の議会に協議の議決を得るものです。</p>	3月13日 可決
議案 第27号	東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について	<p>共同設置団体の構成団体である「福生病院組合」の経営が企業団へ移行されます。同組合より東京都市町村公平委員会の共同設置から脱退の申出があったため、地方自治法第252条の7の規定により同委員会共同設置の地方公共団体の数を減少させ、併せて東京都市町村公平委員会共同設置規約を一部改正するものです。</p> <p>この規約の一部改正に当たり、同法第252条の7の規定に基づき、構成団体である清瀬市の議会に協議の議決を得るものです。</p>	3月13日 可決
議案 第28号	清瀬市教育委員会委員の任命について	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、清瀬市教育委員会委員を任命する必要があるため、同条同項の規定により議会の同意を得るものです。</p> <p>任命候補者 住 所 東京都清瀬市元町二丁目16番32-1号 氏 名 <small>かす や まる</small> 氏 名 粕 谷 衛 氏</p>	3月13日 同意

<p>議 案 第 29 号</p>	<p>清瀬市固定資産評価審査委員会 委員の選任について</p>	<p>地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、清瀬市固定資産評価審査委員会委員を選任する必要があるため、同条同項の規定により議会の同意を得るものです。</p> <p>選任候補者 住 所 東京都豊島区目白3丁目13番2-605号</p> <p>氏 名 よし ざわ ま み 吉 澤 真 美 氏</p>	<p>3月13日 同 意</p>
-----------------------	-------------------------------------	---	----------------------